

3 大熊保介第 1316 号  
令和 4 年 2 月 2 4 日

介護保険サービス事業所 各位

福島県双葉郡大熊町長 吉田 淳  
( 公 印 省 略 )

### 介護サービス利用料の免除期間延長のお知らせ

日ごろより、当町の介護保険行政に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、介護サービス利用料の自己負担額の免除期間を令和 4 年 2 月 2 8 日までとお知らせしていましたが、令和 4 年 7 月 3 1 日まで延長されることになりました。新しい認定票を対象者へ送付しましたので確認をお願いいたします。

令和 4 年 3 月以降も引き続き、全額介護保険給付で国保連合会へ請求していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は令和 3 年 7 月から 1 2 月までの間に当町被保険者が利用した事業者様宛に送付しています。現在は利用対象の方がいない場合はご了承ください。

※通所介護や施設サービスを利用した際の食事代等については、通常どおり自己負担となります。

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1 7 1 7  
大熊町役場 保健福祉課 介護保険係  
TEL 0 2 4 0 - 2 3 - 7 2 2 6 FAX 0 2 4 0 - 2 3 - 7 8 4 7